

各 警 察 署 長 殿
関 係 所 属 長

有 効	令和2年3月31日まで
許 可 係	

交 通 部 長

広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について(通達)

広告物の道路占用に係る道路管理者の取扱いについては、国土交通省において、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日付け国道利第22号道路局長通知。別添1)及び「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日付け国道利第24号道路局路政課長通知。以下「24号通知」という。別添2)が示されているところ、この度、24号通知が改正された。

今回の24号通知の主な改正内容は、地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱例に、バス停留所標識に添加する広告物が追加されたこと、及び公共サインに添加する広告物の取扱例において、公共サインの定義として、歩道上に設置するものに加えて既存の占有物件に添加するものが追加されたことである。

この点、広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応については、「広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について」(令和6年4月5日付け佐本規制発第75号。以下「旧通達」という。)により実施してきたところ、この度の24号通知の改正を踏まえた対応は、下記のとおりであるので、その対応に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記**1 広告物に係る道路占用の取扱いの内容等****(1) 取扱いに関する基本的な考え方**

地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会
その他地域の活動主体等が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活

動又は事業であって、それが行われることにより道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものについて、その活動等の費用が不足し、広告料以外には費用を捻出する手段が他にないなどの場合に、活動に要する費用の一部に広告料を充当するため道路上に広告物の設置を認めるものであり、具体的な活動等としては、道路の清掃・美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、地域活性化のためのイベント等のほか、防災・観光情報等の公共的な情報の発信、防犯活動等が想定されている。

(2) 取扱いの主な内容

ア 対象となる広告物

広告物が設置されることにより歩道の有効幅員が縮小するなど、道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう道路上に設けられている他の工作物等に添加する形態のものであることを原則とされている。

イ 取扱方針の策定

道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整、許可手続の円滑化等を図るため、地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用が予定される区域については、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による連絡協議会を開催するなどして、関係機関の合意により当該区域内における広告物の取扱方針を策定することができることとされている。

なお、関係機関の合意形成のため、連絡協議会を設置するかどうかについては、個別具体の事例に関して判断すべきとされている。

ウ バス停留所に設置される上屋に対する広告物の占用許可については、「バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（令和6年3月26日付け国道利第53号通知。別添3）に基づき取り扱うこととされている。

2 交通警察の対応

広告物に係る道路使用許可の取扱いについては、その方針に何ら変更点はないが、今般の国土交通省の通知を踏まえ、次の点に留意すること。

(1) 占用許可との整合性の配慮

道路空間に道路使用許可と道路占用許可の双方が必要な広告物を設置する場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第79条及び道路法（昭和27年法律第180号）第32条第5項に基づく所轄警察署長と道路管理者との協議を要することから、道路使用許可に当たっては、道路占用許可との整合性の確保に配慮しつつ、引き続き適正な対応に努めること。

(2) 取扱方針の策定に当たっての対応

ア 連絡協議会への参画

警察署に対し、上記 1 (2)イの連絡協議会への参画依頼がなされた場合には、同協議会の構成員として警察署が参画することが交通管理上有益であり、広告に係る道路使用許可の関係事務の効率化にも資すると考えられることを踏まえて適切に対応すること。

イ 関係機関との連携

取扱方針の策定に当たっては、必ずしも連絡協議会が開催されるものではないが、関係機関の合意のもとで定めるものとされていることから、関係機関と連携の上、例えば、公共サインや路上変圧器に添加される広告物の設置場所が車道から正対して正面の車道側の壁面となる場合には、車両の運転者に訴求することのないよう、必要な対策について意見を申し入れるなど、24号通知における取扱例と異なるものについては、交通管理上の意見が反映されるよう適切に対応するとともに、必要に応じ交通規制課に報告・相談すること。

(別添 省略)